議案第51号

大口町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別 紙のように定めるものとする。

平成27年9月1日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、老人福祉センターと生きがい活動支援センターを区分し、 指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準を明確にするため、この条例の一部を 改正する必要があるからである。 大口町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成15年大口町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「規定に基づき」を「規定により」に改める。

第3条を次のように改める。

(施設の名称、区分及び位置)

第3条 センターの名称、区分及び位置は、次のとおりとする。

名 称	区 分	位置
十口町本「短知み、力	老人福祉センター	大口町伝右一丁目
大口町老人福祉センター	生きがい活動支援センター	47番地

第5条の見出しを「(施設の管理及び運営)」に改め、同条中「センターの管理」 の次に「及び運営」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、生きがい活動支援センターについては、町長が管理及び運営を行う。 第8条を削る。

第14条を第16条とし、第13条中「指定管理者」を「町長」に改め、同条を 第15条とし、第9条から第12条を2条ずつ繰り下げる。

第7条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第2項中「利用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「センター」を「老人福祉センター」に、「指定管理者が定める利用料」を「前項の利用料金」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

老人福祉センターの利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

第7条を第10条とする。

第6条の見出しを「(指定管理者の業務の範囲)」に改め、同条各号列記以外の部分中「行うものとする」を「行う」に改め、同条第1号及び第2号中「センター」を「老人福祉センター」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(開館時間及び休館日)

第9条 センターの開館時間及び休館日は次の表に定めるところによる。ただし、 町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

区分	開館時間	休館日
老人福祉センター	午前9時から午後9時まで	12月28日から翌年
		の1月4日まで
生きがい活動支援セン	午前8時30分から午後5	(1) 日曜日
ター	時15分まで	(2) 12月29日から
		翌年の1月3日まで

2 指定管理者は、必要と認めるときは、老人福祉センターの開館時間及び休館日 を、町長の承認を得て変更することができる。

第5条の次に次の2条を加える。

(指定管理者の指定の手続等)

第6条 指定管理者の指定の手続等は、大口町公の施設指定管理者の指定の手続等 に関する条例(平成15年大口町条例第28号。以下「手続条例」という。)の 規定により行うものとする。

(指定管理者の管理の基準)

第7条 指定管理者は、施設の管理及び運営をこの条例並びに手続条例及び手続条 例に基づく規則に従い、行うものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第10条関係)

区分	利用料金
研修室	1時間当たり 410円
娯楽室	1時間当たり 540円
和室	1時間当たり 140円
談話室(さくら屋ホール部分のみ)	1時間当たり 270円
ギャラリー	2週間 1,080円

倉庫	1棚 年額5,400円
風呂	1回 250円

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

大口町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

(設置) (設置)

|第2条 老人福祉法(昭和38年法律第133||第2条 老人福祉法(昭和38年法律第133 号)第15条第5項の規定により、各種の相 談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向 上及び介護予防等の施設としてセンターを設 置する。

(施設の名称、区分及び位置)

第3条 センターの名称、位置及び区分は、次 第3条 センターの名称及び位置は、次のとお

のとおりとする。

<u>名称</u>	区分	位置
大口町老	老人福祉セ	大口町伝右
人福祉セ	<u>ンター</u>	一丁目47
<u>ンター</u>	生きがい活	番地_
	動支援セン	
	<u>ター</u>	

(施設の管理及び運営)

的に達成するため、法第244条の2第3項 の規定により、法人その他の団体であって、 町長が指定するもの(以下「指定管理者」と いう。)にセンターの管理及び運営を行わせ るものとする。<u>ただし、生きがい活動支援セ</u> ンターについては、町長が管理及び運営を行 う。

(指定管理者の指定の手続等)

第6条 指定管理者の指定の手続等は、大口町 公の施設指定管理者の指定の手続等に関する 条例(平成15年大口町条例第28号。以下 「手続条例」という。)の規定により行うも のとする。

(指定管理者の管理の基準)

第7条 指定管理者は、施設の管理及び運営を この条例並びに手続条例及び手続条例に基づ く規則に従い、行うものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

号)第15条第5項の規定に基づき、各種の 相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の 向上及び介護予防等の施設としてセンターを 設置する。

(名称及び位置)

りとする。

<u>名称</u>	位置
大口町老人福祉セ	大口町伝右一丁
<u>ンター</u>	<u>目47番地</u>

(施設の管理)

第5条 町長は、センターの設置の目的を効果|第5条 町長は、センターの設置の目的を効果 的に達成するため、法第244条の2第3項 の規定により、法人その他の団体であって、 町長が指定するもの(以下「指定管理者」と いう。)にセンターの管理を行わせるものと する。

(指定管理者が行う業務)

- 第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行 第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う
 - (1) 老人福祉センターの利用の許可に関する 業務
 - (2) <u>老人福祉センター</u>の施設及び設備の維持 管理に関する業務
 - (3) 略

(開館時間及び休館日)

第9条 センターの開館時間及び休館日は次の 表に定めるところによる。ただし、町長が必 要と認めるときは、これを変更することがで <u>きる。</u>

<u>区分</u>	開館時間	休館日
老人福祉セ	午前9時か	12月28
<u>ンター</u>	<u>ら午後9時</u>	日から翌年
	<u>まで</u>	の1月4日
		<u>まで</u>
生きがい活	午前8時3	(1) 日曜日
動支援セン	0分から午	(2) 12月
<u>9-</u>	後5時15	29日か
	<u>分まで</u>	ら翌年の
		1月3日
		<u>まで</u>

2 指定管理者は、必要と認めるときは、老人 福祉センターの開館時間及び休館日を、町長 の承認を得て変更することができる。

(利用料金)

(利用料)

- 第10条 老人福祉センターの利用料金は、別 第7条 表に定める額の範囲内において、指定管理者 が町長の承認を得て定めるものとする。
- 2 老人福祉センターを利用しようとする者 料金を利用申請時に前納しなければならな い。ただし、風呂を利用しようとするとき は、入場券購入により支払うものとする。
- センターを利用しようとする者(以下「利 (以下「利用者」という。)は、前項の利用│ 用者」という。)は、指定管理者が定める利 用料を利用申請時に前納しなければならな
- 3 既納の利用料金は、還付しない。ただし、2 既納の利用料は、還付しない。ただし、指

い。ただし、風呂を利用しようとするとき

は、入場券購入により支払うものとする。

(1) センターの利用の許可に関する業務

(2) <u>センター</u>の施設及び設備の維持管理に関 する業務

(3) 略

ものとする。

指定管理者が相当の理由があると認めるとき は、その一部又は全部を還付することができ る。

定管理者が相当の理由があると認めるとき は、その一部又は全部を還付することができ

(指定管理者が定める事項)

- 第8条 指定管理者は、前条の利用料のほか、 次の各号に掲げる事項についてあらかじめ町 長の承認を受け定めることができる。又、変 更しようとするときも、同様とする。
 - (1) 利用料金に関すること。
 - (2) 開館時間及び休館日の設定に関するこ <u>と。</u>

(利用の許可)

第9条 略

る。

(利用の許可の制限)

<u>第10条</u> 略

(特別の設備)

第11条 略

(利用者の責務)

第12条 略

(損害賠償義務)

センターの施設又は設備を損壊し、又は滅失 したときは、その損害を賠償しなければなら ない。ただし、指定管理者が損害を賠償させ ることが適当でないと認めたときは、この限 りでない。

(委任)

<u>第14条</u> 略

(利用の許可)

<u>第11条</u> 略

(利用の許可の制限)

<u>第12条</u> 略

(特別の設備)

<u>第13条</u> 略

(利用者の責務)

<u>第14条</u> 略

(損害賠償義務)

<u>第15条</u> 利用者は、故意又は過失によって、<u>|第13条</u> 利用者は、故意又は過失によって、 センターの施設又は設備を損壊し、又は滅失 したときは、その損害を賠償しなければなら ない。ただし、町長が損害を賠償させること が適当でないと認めたときは、この限りでな V1.

(委任)

第16条 略

別表 (第10条関係)

区分	利用料	· <u>金</u>
研修室	1 時間当たり	410円
<u>娯楽室</u>	1時間当たり	540円
<u>和室</u>	1時間当たり	140円
談話室(さく	1時間当たり	270円

	新	IΒ
<u>ら屋ホール部</u> 分のみ)		
<u> ギャラリー</u>	2週間 1,080円	
倉庫	1棚 年額5,400円	
<u>風呂</u>	1回 250円	

大口町老人福祉センター

